

秘書課長、行元氏

甲乙

判決月日合棧

行施月第日號

月日

5



案起昭和二十二年十二月十日

受局課

月第日號

月日

主任○

族疫局長○

長官○

次長○業務課長○

指導課長○物資課長○
医務課長○族疫課長○

大臣○次官○

秘書課長○
医務課長○
会計課長○

日月送受號		局課合議欄		主管局課號	日月送受號	第		
第	號	送	受	月	日	月	日	日

二一

告示案

・厚生省官報第二号

めくれず

昭和二十三年一月厚生省告示第三十四号(地方引揚

◎厚生省告示第二号
昭和二十一年三月厚生省告示第三十
四号(地方引揚援護局の名称及び位置
の件)中「宇品引揚援護局 廣島縣廣島
市」を削り、昭和二十二年十二月三十
一日から、これを適用する。

昭和二十三年一月十二日

厚生大臣 一松 定吉

援護局の名稱及び位置の件 中「宇品引揚援護局
廣島縣廣島市」を削り 昭和二十三年一月十二日

からこれを適用する。

昭和二十三年一月十二日
厚生大臣 一松 定吉

裏面白紙

昭和十三年一月一日

松本喜久

大臣。次第。

6

裏面白紙

達第、同號

復更句加三復更為殘務處理部
昭和十三年政令加三百三十五行施行。

厚生省

裏面白紙

野紙 洋紙半面野紙乙

常現に卯ニ復更局の職員（同政令卯
一項の規定による者と陞く）が卯に辞
令を發せられないときは同僚等とも
つて復更局ニ復更局移行処理部
勤務を命ぜられたものと心得らニと

昭和十三年一月一日

大匠

厚生省

達第ニ件

各地万能負担残務處理部

昭和二十三年政令第三百三十五号施行の
際現に各地方復員局の賦負（同
政令三十九項の規定による者を除く）が
別に特令と若セラれないとときは同様に
まもつて当該地万能負担残務處理部

裏面白紙

勤務を命ぜられたりのと心得らること

熙和三年一月丁

大臣

野紙 淡紙 半面野紙 乙

政令第三百五号

昭和二十二年六月三日公布

第二復員局及び地方復員局が掌つていていた事務の中、掃海、船舶の保管にこれらに関連する事務は、これを運輸大臣の管理に、その他の事務は、これを厚生大臣の管理に属させる。

厚生省第一復員局はその名称を厚生省復員局に改め、同局は從前の事務の外、前項の規定により、厚生大臣の管理に属させられた第二復員局の掌つていた事務を掌る。

地方復員局は、その名稱を地方復員・残務処理部に改め、第一項の規定により厚生大臣の管理に属させられた地方復員局の残務処理に関する事務を掌るが、これを厚生省所屬機とす。

二項の節局及び機関の職員の官名、定員及び所掌事項は、從前の例にキ。

第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた第二復員局の掌つたいた事務を掌らせるため、臨時に運輸省海運総局に掃海管船部を置く。

第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた事務に従事させられたため左の職員を増置する。

運輸事務官又は技官

専任 一人 一級

専任 四百十六人 二級

専任 千五十七人 三級

附 則

この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和二十二年政令第三百五号（昭和二十年勅令第五百四十二号）
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く復員廳の部局に対する措置に關する政令の一部を次のとくに改正する。
第二條を削り、第一條の條名を削る。

この政令施行の際現に第二復員局又は地方復員局の職員に在る者の中第一項の規定により、運輸大臣の管理に属させられた事務に従事するものは、別に辞令を發せられないとさは、復員事務官、運輸事務官に、復員技官は、運輸技官に、同級及び同俸給を以てそれ任せられたものとす。